食品安全委員会プリオン専門調査会 第 42 回会合議事録

- 1. 日時 平成 19年2月14日(水) 10:00~12:23
- 2. 場所 委員会大会議室
- 3.議事
 - (1)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価
 - (2) その他
- 4.出席者
 - (専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐専門委員、永田専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員、毛利専門委員、山田専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、境情報・緊急時対応課長、 中山評価調整官、梅田課長補佐

5.配布資料

資料 1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施

に関するプリオン専門調査会の見解案(たたき台)

付属文書 1 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価に関す

るこれまでの審議経緯

付属文書 2 - 1 各国における BSE の現状

付属文書 2 - 2 牛肉の国別輸入量

付属文書2-3 日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報(暫定版)

付属文書2-4 各国 サーベイランス 詳細

付属文書2-5 日本のリスク評価項目毎の情報

付属文書2-6 各国の GBR 評価一覧表

付属文書 3 リスク評価項目毎の必要な情報

付属文書 4 BSE リスクプロファイル (案)

参考資料 1 我が国に輸入される牛肉等のリスク評価に係る論点メモ

参考資料 2 EFSA GBR 評価手法改正案に対するコメント

参考資料 3 Draft opinion of the Scientific Panel on Biological Hazards

on the revision of the Geographical BSE risk assessment (GBR)

methodology

6.議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 42 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日、9名の専門委員が御出席です。山田専門委員は、ちょっと遅れて 10 時 10 分ごろ 到着させるということです。

食品安全委員会からは、見上委員長、小泉委員長代理、長尾委員、畑江委員に御出席いただいております。

事務局については、お手元の座席表を御覧ください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第 42 回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧ください。

議題に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

中山評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は4点でございます。

まず、議事次第が1枚ございまして、裏に座席表がございます。

資料 1 が「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関する プリオン専門調査会の見解案(たたき台)」。こちらが 7 ページまでございます。

あとは付属文書でございます。

付属文書 1 が「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価に関するこれまでの審議経緯」が 1 枚紙。

付属文書2-1が「各国におけるBSEの現状」。2ページまでございます。

付属文書2-2が「牛肉の国別輸入量」1枚物でございます。

付属文書2-3がA3横でございます。8ページまでございます。

付属文書2-4が「各国 サーベイランス 詳細」。6ページまでございます。

付属文書2-5が「日本のリスク評価項目毎の情報」。4ページまでございます。

付属文書2-6が「各国のGBR評価 一覧表」。7ページまでございます。

付属文書3が「リスク評価項目毎の必要な情報」。1枚もので、裏までございます。

付属文書4が「BSEリスクファイル(案)」でございます。1枚ものでございます。

次から参考資料でございます。

参考資料 1 が、昨年の 12 月 13 日に開催されましたプリオン専門調査会での配付資料の論点メモが 1 枚紙でございます。

参考資料2が「EFSA GBR評価手法改正案に対するコメント」。3ページまでございます。

最後に、参考資料3が、EFSAのGBR評価手法の改正案で68ページまでございます。

以上の資料を用意させていただいております。

不足の資料がございましたら、お教えいただきますようお願いします。

なお、参考資料 3 につきましては、第 40 回プリオン専門調査会で配付しておりまして、 食品安全委員会ホームページでも公開しておりますので、本日、傍聴者の方々にはお配り しておりません。

また、これまで配付させていただきました資料は、席上のファイルにとじております。 適宜、御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

吉川座長 お手元に資料ございますか。いいですか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日、食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価、自ら評価と言っておりますけれども、これについて審議に入りたいと思います。

この間、プリオン専門調査会は食品安全委員会の付託を受けて、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価について、関連情報の収集整理でかなり事務局に働いていただいき、各国の現状について把握することを行ってきました。

そうしたデータに基づいて、評価項目あるいは評価手法等に関してどのように進めてい くかに関しての準備段階という形で、この間、議論を進めてきました。

また、その評価にあたって、国内の専門家として、山内前プリオン専門委員、海外の専門家ということで、一人はスイス連邦獣医局のダクマー・ハイム博士、前回は EC のファン

・ダイク TSE 部門長を招聘いたしまして、この間のヨーロッパでの BSE の経緯、それに対する国際機関としての OIE の考え方、あるいは EU の考え方、評価手法等について、いろいるな参考意見を伺ってきました。

5回にわたるプリオン専門調査会で審議を重ね、事務局が集めてくれた関連情報を踏まえて、プリオン専門調査会としてそろそろ答えを出さなければいけないというところに来ているかと思います。

それで、前回、山本専門委員と門平専門委員に、今日、資料1に出てきていますたたき 台を整理してくれと頼みました。それを基に審議を進めようということで、本日、山本専 門委員と門平専門委員に作成していただいたたたき台を骨格に審議していきたいと思いま す

それでは、とりまとめ案を作成していただいた、山本専門委員から、資料の説明をお願いします。

山本専門委員 それでは、お手元の資料1に基づきまして、御説明したいと思います。 この資料につきましては、門平専門委員と私が、一応原案となる部分を構成しまして、背景、審議経緯等は事務局に少し手を入れていただいております。

また、座長の方からも少し意見をいただきながら、たたき台としての形をつくりました。 まず「背景」です。

食品安全委員会は、自らの判断としてリスク評価を行うという役割を持っております。 これが今回の自ら評価に当たる基となっている情報であるわけでございますけれども、そ の自ら評価の内容としまして、食品安全委員会の企画専門調査会で、自ら評価の対象とな る案件を選定しているところです。

我が国は、米国・カナダ以外の国からも牛肉、牛内臓を輸入しておりますけれども、米国・カナダ以外の国からは、BSEの感染が報告されていない国なんですけれども、いわゆる欧州食品安全機関(EFSA)による GBR の評価でカテゴリー 3 であったりとか、GBR の評価を受けていないという国も含まれているということから、各国における BSE の有病率、BSE 対策が不明な部分があるということで、潜在的なリスクが明確になっていないということです。そのことから、意見交換会等において、そういったもののリスク評価を進めてほしいという要望もございました。

そういった不安を解消する目的もあって、こういう自ら評価を行う必要があるだろうと いう背景があります。

次に、それを受けて審議がプリオン専門調査会でも行われてきたんですけれども、その

審議経過が一応付属文書1にとりまとめております。

平成 18 年 6 月 15 日に食品安全委員会で検討することを決定しまして、プリオン専門調査会に 6 月 22 日に投げられたわけですが、その後、食品安全委員会の方では、リスク評価の進め方等に必要なことを審議してほしいということで、 2 ページに「付託事項」があります。

米国・カナダ以外で我が国が牛肉や牛内臓を輸入している国について、情報収集により BSE 汚染の現状を把握するとともに、それらの国から輸入する牛肉及び牛内臓のリスク評価の進め方や、評価に必要な調査項目等に関する審議を行い、その結果をとりまとめることという付託事項がございました。

その後、プリオン専門調査会では、先ほど座長がおっしゃったような 5 回の審議を行ってきたということであります。

それに対する中身としましては、 から順番に書いてあるんですけれども、一応の審議 結果ということで、先に結論めいたものを述べてあります。

ここでは、プリオン専門調査会でリスク評価を開始した場合に、関連情報等が不足して、 そういうリスク評価が不明と評価せざるを得ない可能性も考えられますが、現状では輸入 牛肉等のリクスが必ずしも明らかでなく、国民の間にそういうことに対する不安があると いう点を踏まえて、可能な限り輸入牛肉等のリスクを明らかにする必要性があるというこ とが1つ。

また、国民からの要望を考慮して、食品安全委員会が自らの判断において我が国に輸入 される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価を実施することは妥当であるという考えを 審議の結果としてお答えするということです。

それを実際に進めるにあたって、どのようなことが必要かということで、リスク評価の 進め方、評価に必要な調査項目等を以下にまとめました。

まず始めには、1番として「各国におけるBSEの現状」でございます。

これは、これまでに情報が得られたものということで、付属文書2の一連の文書があります。2-1~2-6までございまして、これがこれまでに得られた情報のまとめになります。

資料 2 - 1 には「各国における BSE の現状」を概要として一応まとめてあります。輸入の実績。これは付属文書の 2 - 2 にある国別の輸入量とかが入っていますけれども、そういったこと。

次には、EFSAのGBR評価です。輸入している国の1~3までカテゴライズされているも

のと、中国がGBR評価を受けていないということがわかっております。

家畜衛生条件や輸入自粛の内容として、昔の資料にあるということですけれども、衛生条件を加味してこれを輸入していることだと思って見ていると、あとは BSE 対策ですね。 あとは飼料規制であるとか、SRM の利用、サーベイランス、と畜処理のプロセスということで、大体のものがわかったものについてここに抜き書きをしてあります。

資料 2 - 3 は、それの全体をまとめて、これまでも議論の中でお示ししてきたといいますか、とりまとめてきたものですけれども、今回の表の中に、一部アンダーラインの引いてある部分が新しく加わっております。

国内措置の項目で、例えばチリのところでは 2004 年の 2 月からほ乳動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止という形で、少し詳しく書き込んだということで、基本的な内容の変更はございません。

付属資料2-4が、サーベイランスの状況。

付属資料 2 - 5 は、初めて出す文書です。前々回でしたか、小野寺委員から日本の現状を知った方がよろしいということで、評価する上での日本のリスク評価項目ごとの情報ということでまとめさせていただいております。

付属資料2-6は、GBR評価の一覧表です。

網かけの部分につきましては、米国・カナダのときに使用している項目になっておりますので、今回はそれ以外の部分も一応、考慮に入れる可能性があるということで、データには入っています。

そのような現状を踏まえまして、リスク評価をどう進めるかということを次にまとめま した。

まず「リスク評価の目標」といたしまして、評価対象国から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合の食品健康影響評価であるということです。そこを評価するということになりまして、結果の表現の仕方としましては、なかなか定量的なデータを集めるのは難しい部分がありますので、基本は定性的に評価をしていくことになります。

ただ、定量的データが集まる場合においては、可能な限り定量的データを利用しながら リスク評価を進めているということです。

そういった形で、ヒトの健康影響評価ということでやっていくわけですが「基本的な考え方」としては、米国・カナダのときに考えたやり方をかなり踏襲することになると思います。

1つは、生体牛としてのリスクです。それがどういうふうに BSE が侵入して、その国に

増幅しているか。もしくは減衰していく方向にあるのかということ。

食肉のリスクとして、そういった侵入が起こっている場合に、と畜の工程におきまして、 肉にそういうプリオンが付着することが起こるかどうかということを評価していく。 こ の 2 段階のプロセスを組んでいけばよろしいのではないかと思ってまとめてあります。

実際に、具体的にどう進めるかということになりますと、これまで少しデータは集めてありますけれども、全く細かいデータがないものもありますので、情報の入手をしなければいけないということで、また評価国に対してアンケート調査やヒアリング等によって情報を入手することが必要なのではないかということであります。

また、評価の過程におきましては、外部の専門家等を招聘することも当然必要になってくるかと思いますので、その辺、あまり細かくは書いてありませんけれども、その情報収集については、いろいろな手法によって集めるということで書き込みました。この辺につきましては、また御意見があろうかと思います。

「評価に必要な調査項目」ですけれども、GBRで検討された項目、米国・カナダの評価で検討した項目は基本として使いたいと思いますが、近年、OIEがそういうコードを持って、各国のステータスを評価することを始めていますので、そういった調査項目に関しても考慮すべきではないかということで、これは付属文書の3を見ていただければいいと思います。

ここに挙げてあるような「生体牛」のリスクと「牛肉及び牛の内臓」のリスクという大きな項目で分けてあるのと、そこには侵入、暴露のリスクの2つの項目、サーベイランスによる検証。食肉の方では、と畜の対象となるものの年齢とか頭数とかがわかるかどうか。と畜処理のプロセスがどのようになっているかということを調べる必要があります。 網かけといいますか、ちょっと灰色になっている部分は、米国・カナダのときに使った項目です。それ以外、GBR等で使われている項目とかOIEの項目を加味すると、この白い部分も必要な場合があるのではないかということで、このような部分を付けてありますが、何か足りない部分がありましたら、皆様方の御意見をお聞きしたいと思っております。

その他、考慮すべき事項としては、リスク管理機関からの協力が必要でしょうということと、リスク管理機関からも意見聴取を行うということで、管理機関との連携を図った上でこのリスク評価も進めていく必要があるだろうと考えております。

かなり管理措置等につきましては、そちらの方からの調査が重要になってくるかと思います。

SPS協定で衛生植物検疫措置ということで、OIEコードに基づくこととされております。

ですから、日本がコードといいますか、基準より強い措置といいますか、厳しい措置を取る場合には、相当な科学的な理由が必要ということになりますので、その辺も含めてリスク評価を確実に行っていかなければいけない。

リスク評価、各国押しなべて一様に進めるかという話なんですけれども、やはりデータがない部分はしようがないので、必要なデータがそろっている部分から優先的にリスク評価を行っていくのがよろしいのではないかということ。

リスク評価を行う上では、やはりリスクコミュニケーションが非常に重要です。リスク管理機関との間のリスクコミュニケーション。これは、将来、勧告等を出す場合にも、その管理措置に対する影響等を考えながら、また実行可能性とか、それとの可能性も勘案して、リスク評価は科学的ですけれども、管理措置の有効性も同時にリスク管理機関で検討していただかなければということもあります。

それから、その他消費者を含める関係者の御意見を聞きつつ、いろんな新しいデータが そちらから提供される場合もございますので、そういった関係者とのリスクコミュニケー ションも必要だろうと考えております。

そういった考慮すべき事項は、リスク評価を実施するか否かの最終的な決定にあたって の準備段階の議論としてとりまとめてあります。

付属文書等がありますのと、参考資料としてこれまでに使われましたものを後ろに列挙 してあります。

説明は以上です。

吉川座長 ありがとうございました。

それぞれの項目について、順次審議していきたいと思いますけれども、リスクプロファ イルがありましたね。それについても説明しておいていただけますか。

山本専門委員 今回は、リスクプロファイルを作成することに議論の中でなっておりました。リスクプロファイルは、通常、リスク管理機関が作成して、まずリスクの全体像を把握することを行うときに重要な文書となるわけですけれども、今回、諮問を受けておりませんので、リスク評価機関自らこのリスクプロファイルをつくらなければいけないということがあります。

今回、付属文書 4 として御提示していますのは、一応リスクプロファイルの項目立てを してあるということで、内容につきましては、まだ細かく書き込んでおりません。この項 目で全体像を把握していく上に十分かどうかを御議論いただきながら、中身についてはも っと詳細な文書に仕上げていかないといけないかなと思っております。 項目を簡単に説明しますと、リスク評価の対象として「ハザード(Hazard)」「対象食品」「対象国」といったものがあります。

「食品の汚染経路」は、感染牛のいろいろな部位、つまり SRM が交差汚染によって飼料を汚染するとか、その食肉処理工程において牛肉が汚染されるということです。

「食品の汚染リスク要因」として、レンダリング、と畜プロセス。

「公衆衛生上の問題点」は、どういった人が対象になったのかということ、疾病の特徴、 患者等について記載してあります。

「既存のリスク管理措置」。この部分が各国異なっているわけですけれども、日本の措置と比較をする上では重要な部分になるかと思っております。

「BSE の発生状況」は、サーベイランスによってかなり異なってきますが、この対象国ですべて把握できているかどうかという問題がありますけれども、これは非常に重要なものです。

「リスク評価を行う必要性」といいますか、ここは目標の設定の仕方とか、そういうところに関わってきます。リスクプロファイルをつくる上で、中身としてはここから下の部分は、プロファイルそのものではなく、リスク評価のための範囲設定であるとか、目標設定、何を対象とするかということの、普通、諮問の際に管理機関がつくるべき部分になると思っております。

あとは、情報として何が不足しているか、リスク評価の事例等をこの中にまた盛り込む 必要もあるということです。

以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。

審議に入りたいと思いますけれども、その前に今、山本専門委員から説明がありました たたき台とリスクプロファイル案の全体を通して、最初に質問があれば受けた上で、ここ の項目について審議を進めていきたいと思います。どなたかございますか。

特になければ、具体的な審議に入りたいと思いますけれども、いいですか。審議していく過程で、全体のレイアウトに関して、やはり整合性がとれていないという問題が起これば、またそこで議論を戻したいと思います。

それでは、最初に資料1を御覧ください。「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価の実施に関するプリオン専門調査会の見解案」ということで、最初の項目は「背景」で、ポツが5個あり、これまでの経緯をまとめて書いてくれてあります。この項目というか、書き出しに対して、私1つございます。

後でも出てきますけれども、BSEのGBR評価でカテゴリー3というのは、決してリスク不明国ではないんです。これは出る可能性があるか、既に出ているかであって、出てもおかしくない国を含めた分類になっているから、そこはGBRのカテゴリー3の定義に直しておいた方が思います。

最初の項目は、繰り返しになりますけれども、諮問を受けるものと自ら評価があって、今回の案件は、自ら評価の案件であるということ。自ら評価に関しては、企画専門調査会が発案する格好で、その時点での社会的影響の大きいもの、自ら評価の案件として適切なものを持ち上げてくるわけです。今回は、我が国が輸入している国々についての輸入物品に伴うヒトの健康危害評価を自ら評価の案件にしようということで、安全委員会を介してプリオン専門調査会の方に諮問があったということです。

3番目のところは、前回行った米国・カナダ以外にも 13 か国から牛肉、あるいは内臓等を輸入している実態で、現時点で行われている管理機関のリスク措置としては、輸出国政府が発行している衛生証明書と輸入業者に自粛を求める形で SRM の除去を要請しているということですけれども、必ずしもリスク評価結果は明確になっていないということです。 国民の不安もあることから、そのような企画案が出て、委員会からプリオン専門調査会に諮問されているという背景が要約されているわけです。

ほかにここの項目に関して、どなたかもう少しここをきちんと書いておいた方がいいのではないか、あるいはここのところはどうなっているということがあれば伺いたいと思います。

どうぞ。

小野寺専門委員 付属文書2-6です。

これは歴史的な背景かなと思ったんですけれども、オーストラリアが 2004 年 7 月 GBR レベルI、ニュージーランドも GBR レベルI、ヴァヌアツも GBR レベルIであるという意味ですけれども、恐らく海外からの侵入リスクを考えれば、オーストラリア、ニュージーランドは色は変わっていないんですが、アルゼンチン、特にブラジルがそうですね。これが GBR レベル II になっているというのは、「可能性はほとんどない」からいきなり「可能性は低いが排除出来ない」とぽんと色が変わっているわけです。これが、何か歴史的な背景もあるのかもしれませんけれども、オーストラリアとニュージーランドは過去にスクレイピーがないから、スクレイピーがなければ肉骨粉から牛に BSE に行く可能性はないだろうということですけれども、たしかアルゼンチンは今回、スクレイピーがあったと思いましたし、そんなところかと思ったんです。これだけだと、何でブラジルが GBR レベル II

で、ニュージーランドが GBR レベル I であるという説明は、色分けから見たらあまりわからないところが 1 つあるんです。

そういうことで色を見ると、ニカラグァもかなり黄色になっている理由はなぜか。これは、実際、向こうの EFSA の人に聞かなければわからないかもしれませんけれども、そういう気はちょっとしました。

吉川座長 ここは事務局の方に細かい部分をかなり読み込んでこの図にまとめてもらった記憶がありますけれども、ありますか。

梅田課長補佐 GBRの報告の中でこれを整理したものではございますけれども、恐らくこれはほかの国と比べてというレポートの記述にはなっておりませんので、推測として考えられるところとしては、今、少しご指摘がございましたけれども、侵入リスクがかなり影響していると思われます。

侵入リスクの中でニュージーランド、オーストラリアにしても、非常に低い、あるいは無視できる国においては、総合レベルが極めて不安定だったとしても、そもそも侵入リスクはないということで、結果としては総合的に判断されるのはレベルIとなっているやに思われます。

それに比べて、ブラジル等については、侵入リスクについて無視できることもございますけれども、91~95年においては低いというところで、ニュージーランド、オーストラリアに比べれば、リスクとしてはその間は、多少相対的には高いという評価が影響しているものではないかと思われます。

吉川座長 いいですか。多分、分析を始めていく段階で、個々の EFSA の評価のデータについての再評価というか、再検証というプロセスをプリ調でやるということになれば、もう一回確かめていくことにはなると思いますけれども、今ので見ると、確かにコスタリカの方は肉骨粉が非常低い、あるいは無視できるレベルを超えている、低いという格好ではあるけれども、下を見ると、可能性は少ないものの排除されない、あるいはブラジルの場合は、輸入牛が 91~95 年にその項目に関して EFSA の調査で、恐らく可能性は低いが排除できないというレベルに達してしまったということが、確かにオーストラリア、ニュージーランドに比べるとあって、それと国内の不安定性との評価の結果、GBR の I と II という差が出てきているのかもしれません。

小野寺専門委員 わかりました。一応、侵入リスクが低いというのがどこかに入っていると、それが一番最後の可能性というところに響いてくるということですね。

吉川座長 ほかに、背景に関してありますか、特になければ。また後で戻っていいんで

すけれども、背景としてそういう流れです。

実際にこの間、審議をしてきたわけですけれども、審議経過としてポッ5つに主なことが書いてあります。これはこれまでの経緯ですけれども、平成 17 年 11 月に自ら行うリスク評価対象候補として企画専門調査会の方で選定して、食品安全委員会に報告したという書き出しから、時系列的に 6 月 15 日に食品安全委員会でプリオン専門調査会の意見を求めよということになった。

6月22日、36回目のプリオン専門調査会で審議を行って、リスク評価をするとすればどうするかということで、対象国の情報収集、現状把握、どういう評価を進めるかという、ここにまとめて書かれている内容の一番基本的な部分について審議を行わなければいけないということで、とりあえず、もう一回親委員会の方にその旨を報告して、その報告を受けた食品安全委員会でプリオン専門調査会の意見、審議を踏まえて、準備段階として議論をしてくれということで、この間、山本専門委員と門平専門委員に頼んで、海外の専門家の招聘、その他を含めてここまで5回やってきたわけです。

こうやって見ると、私個人的には今までより少し進歩してきたかなと思います。初めて自ら評価でどのぐらいのリスクがあるかといったときは、何をどう評価するかということもあまりわからずに、審議をしながらどういうふうにしていこうかと随分やってきた気がしますし、国内見直しのときに、初めて評価項目をそれぞれ念頭に置いて、何がどこまでわかっていて、どういう実態なのか、最終的にヒトの健康危害に及ぼすリスク因子があってということをある程度意識するようになって、生体牛の背景にある汚染の浸潤度と実際にと畜場で処理されるときの交差汚染を含めた SRM の除去とその実態がすごく大事なんだということを認識してきましたし、米国・カナダの諮問のときには、その諮問内容、あるいはその背景をかなり意識するようになったし、リスク管理側と評価者の関係がどうあるべきかという審議を経てきました。

今回、そういう意味では、自ら評価ということもあって、初めて始める前にかなりの審議をして、何をどうしていくかという戦略と戦術を明確にした上で始めようという意味では、大きな4回目の評価に至って、初めて整理がついたかなという印象です。

この審議経緯そのものは時系列の経緯なので、特に問題ないかと思いますけれども、いいですか。

こう言っておいて、後で、この文言は実はあのときの親委員会から来たのはこうだった のではないかという議論が起こることも、あるいはそこまで読み込んでいなかったという こともあるかもしれませんけれども、一応、これまでの審議経緯という格好でとりまとめ られているものについて、異存はありませんか。

自ら評価を企画して、安全委員会からプリ調に下りてくるときの付託事項がそこに付いています。

食品安全委員会からプリオン専門調査会に付託された事項。

米国・カナダ以外で我が国が牛肉や牛内臓を輸入している国について、情報収集により BSE 汚染の現状を把握する。

もう一つは、それらの国から輸入する牛肉及び牛内臓のリスク評価の進め方、あるいは 評価に必要な調査項目等に関する審議を行って、その結果をとりまとめて食品安全委員会 に報告してくれということで、今、実際にそれをやっているわけです。

もう一回、こういう付託事項であったということを確認しておかなければいけないんで すけれども、この付託事項についてはいいですか。

それでは、ここから具体的になります。プリオン専門調査会の審議結果という格好になります。これまでの調査会の審議の結果の要旨のようなものですけれども、今後、プリオン専門調査会がリスク評価を開始したとしても、関連情報が不足するなどの困難な状況が予測される。場合によっては、最終的にリスクが不明という評価結果になる可能性も考えられる。これは、第1回のときからかなり議論して、その結果として、簡単に親委員会から委託されて、はいそうですかと言えないというので、ここまで5回にわたる準備的な審議という格好でやってきたんです。

しかし、その現状では、輸入牛肉等のリスクが必ずしも明らかでない国からも来ている わけで、国民の間にそのことに対する不安がある点は事実かと思います。

したがって、可能な限り輸入牛肉等のリスクを明らかにする必要性はある。国民からのこうした要望を考慮して、食品安全委員会が自らの判断において、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価を実施することは妥当であると考える。

リスク評価を行う場合、リスク評価の進め方、評価に必要な調査項目ということで、から具体的になるわけですけれども、ここの部分はいいですか。ありますか。

なければ、実際に進めるにあたっての項目、ここが多分一番キーになっていくと思うんです。

「 は各国における BSE の現状」ということで、先ほどちょっと小野寺専門委員から GB R に関しての質問が出ましたけれども、事務局でかなりまとめてくれた結果と表が付属文書 2 のシリーズにまとめられております。

プリオン専門調査会では、これまでに入手した情報を基に評価対象国における BSE の現

状の把握に努めた。

これまでに得られた情報は以下の項目に関するものである。

大きく3つ、輸入実績(13カ国毎の輸入牛肉等の輸入量)。

EFSA が行った GBR 評価(カテゴリー 3、評価を受けていない国も含まれる)。あまり日本語になっていませんね。多分言いたいことは、カテゴリー 1 は問題ないとしても、実は13 か国の中にカテゴリー 3 の国もあれば、GBR の評価を受けていない国もあるよということです。

山本専門委員 カテゴリー3の国や評価を受けていない国も含まれるということです。 吉川座長 それから、輸入時における我が国のリスク管理措置の内容(家畜衛生条件等) BSE対策(飼料規制、サーベイランス、と畜処理のプロセス等)等になっています どうぞ。

梅田課長補佐 ここはちょっとミスプリをしております。

BSE対策というのは改行していただいて、もう一つのポツになるべきものでありますけれども、続けてプリントしてしまいました。失礼いたしました。

3つ目の輸入時における我が国のリスク管理措置の内容(家畜衛生条件等)で切っていただいて、BSE対策はまた別の項目として下に改行していただくべきものです。

吉川座長 そうすると、全体のプロセスから考えれば、最初に侵入リスクとしての輸入 実績があって、国内措置を含めた評価として EFSA の GBR の評価があって、各国の実際に取 っている BSE 対策があって、と畜処理の後の輸入時における我が国のリスク管理の内容と して家畜衛生条件等という並びの方が考えやすいですね。

そうしたら、輸入実績、EFSA、BSE対策、輸入時におけるリスク管理措置という順番に 並べ替えていただきたいと思います。

BSE 対策を別枠でポツにして、それを「輸入時における」の前にはめ込むということで、EFSA の GBR 評価を受けた国については、生体牛にリスクに関する情報はある程度そろっていると思われる。

一方、食肉処理に関する情報が不足しており、GBR評価を受けていない国に関しては、 両方の情報が不足している。

これに関しては、以前に小野寺専門委員の方から、GBR評価をしたものは、そのまま受け入れるのか、それとも分析を進めていくとして、そのときにはもう一回検証すると同時に、自分たちで新しい情報も含めて再評価するのかという意見があったかと記憶しています。

小野寺専門委員 それはどちらかというと、EFSAの方は肉骨粉の輸入量にかなりウェートを置いていたので、昔、農水省がやったときに、餌の輸入量にかなりウェートがあったので、それをどう考えるのかということだけが1つ前の意見だったんです。

ですから、それは BSE 対策の中に入ると思います。飼料規制とかサーベイランス、と畜場、プロセス等に入ると思います。

吉川座長 文章には、特にどう進めるということではなくて、集めた実績というか、そういう書きぶりになっているんですけれども、考え方としては、前に小野寺専門委員が言われたように、GBR が済んでいるからもう何もしないということではなくて、新しい情報も含めて、もう一回検証すると同時に、自ら評価というか、それぞれの国についてもう一回 GBR レベルでのリスクレベルの評価を、できれば専門委員会でやるという認識でいいですかね。

それでは、ここの項目に関しては特にいいですか。

なければ「 リスク評価の進め方」という項目で、大きく「リスク評価の目標」「基本的な考え方」「具体的な進め方」という3つの項目に分かれています。最初の評価の進め方の中のリスク評価の目標に関して、項目が3つ書かれております。

1つは、リスク管理機関からの諮問を受けてリスク評価を行う場合には、何についてリスク評価を行うかが、管理機関から示される。しかし、今回の場合は自ら評価ですから、評価の目標は自ら明確にしなければいけないという基本姿勢になるかと思います。

2番目は、今回のリスク評価は、評価対象国から輸入された牛肉等を食品として摂取する場合の食品健康影響評価ということなる。

リスク評価結果の表し方として、定性的評価として「無視できる」あるいは「不明である」として表すほか、リスクの程度を定量的に絶対数値で表すことや、定性または定量的に比較して表すことが考えられる。今回の場合、得られるデータを踏まえた評価の実行可能性や評価結果の解釈のしやすさを考えれば、定性的評価を基本として、できる限り定量的に輸入牛肉等のリスクを評価することが妥当と考えるということです。

どうぞ。

山本専門委員 この上の2つのポツは、自分でつくっておいて何ですけれども、目標として書き込む部分としてはいいと思うんですが、3つ目のものは評価の方法論にも入りますので、ひょっとしたら「具体的な進め方」の中にはめ込んだ方がいいかと思います。

吉川座長 そういう意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。

確かに、目標には合わないですね。これは考え方か、あるいは具体的な進め方の項目で

あって、目標とすれば、基本姿勢としては、自分で目標を定めなければならない。では、 その定めた目標は何なんだというなら、対象国から輸入された牛肉等を食品として摂取し た場合の健康危害に関する評価なんだと。

しかし、目標というのだと、何となくそれでも合わない気がするんですけれどもね。姿勢は自分たちでやる。評価しなければならないものは、輸入されたものを食べたらどのぐらいリスクがあるかということなんだよ。

甲斐専門委員 でも、ここまで終点を表していますね。最終的にはここまでやりますよというのが目標にされているという意味では、議論をする最終的な目標はここまでですよとも理解できます。

小野寺専門委員 そうですね。今回の場合、一番最後の文章が言わんとするところだと 思います。

吉川座長 そうすると、評価した結果として、食品として摂取する場合の食品健康リスクを明らかにすることであるということですか。何か目標として評価することである。いいんですかね。

そうすると、リスク評価の目標という項目は2つ。

1つは、基本姿勢で、自ら目標を決めるんだということ。

もう一つは、ではそのリスク評価の目標は何かと言えば、輸入食品を介して起こるヒト の健康危害評価であるということ。

3番目の項目は、具体的な進め方か基本的な考え方の方に移すということでいいですか。 そうすると、基本的な考え方が今のところ2つのポツになっています。リスク評価を行う場合の基本的な考え方として、国産牛肉及び米国・カナダ産牛肉等のリスク評価手法を 基本とする。

その内容としては、生体牛のリスク。侵入リスク及び暴露・増幅リスクから推定される リスク。もう片方が、サーベイランスから検証されるリスク。

第2項目が、食肉リスク。

山本専門委員 目標の第3点目が、もう一度ここで書かれていることにもなるかと思います。繰り返しになっております。

吉川座長 と畜対象、と畜プロセスの通じたリスクに関して、科学的に基づいて、時間経過によるリスクの変動も考慮し、総合的に評価を行う。

評価は、得られる情報が不十分であることが予測されるため、定性的な評価とならざる を得ないと考えられるが、できる限り定量的な評価に努めるものとする。なお、データが 十分でない場合には、合理的なワーストシナリオを用いることも考慮する。

そうですね。ここに入れると、先ほどの 3 項目目とはかなりダブる項目になります。 どうぞ。

小野寺専門委員 この前のダクマー・ハイム氏からも、日本のリスク評価は定量的にあるという立派な評価を受けているもので、そういうことが2回繰り返されるわけですけれども、後で文章が2回繰り返されているのは適当に調整すればいいかと思います。

吉川座長 でも、1つは、これまで行ってきた2段階評価の格好で、牛の部分とと畜場に分けてやるというのが基本的な考え方の評価の1つ。

2番目は、定量性を目指すけれども、多分定性的にならざるを得ないし、データが十分でないときは合理的なワーストシナリオを使うという考え方で、そんなにバッティングしない気もするんです。

3番目は、評価結果としての表し方になるんで、そういう 2 段階方法で定性的にワーストシナリオを入れて評価したら、そのアウトプットはどうなるかというと、無視できるとか不明であるという評価の仕方にもなるかもしれないし、あるいは定量的に出せる部分もあるかもしれないことになります。

どうぞ。

山本専門委員 「リスク評価結果の表し方」という最初の文章だけを生かして「今回の 場合」以下はダブるので抜くということでよろしいのではないかと思います。

そうしますと「基本的な考え方」の第3点目に、先ほどのリスク評価の目標の第3点目を移して「今回の場合」以下を削除していただく。

吉川座長 そうすると、一応「基本的な考え方」として、これまで使った 2 段階の評価手法を基本とする。

定量的な評価に努めるけれども、定性的にやらねばならないことも多いだろうし、不足分に関してはワーストシナリオを用いる場合もある。

3 項目目として、そういう評価の結果としては、定性評価として出す。できれば、定量的に絶対数で表すことも努力するという格好。

一応「基本的な考え方」としては、そのスタンスと不明時の対応と結果の表し方という 3項目という格好でいいですか。

どうぞ。

水澤専門委員 確認なんですが、ポツ1に「食肉リスク」と書いてありますけれども、 この食肉には内臓等も含まれるということでいいのですか。 山本専門委員 はい。そのように考えています。

吉川座長 「食肉等のリスク」にしておいた方がいいかもしれませんね。

山本専門委員 はい。

吉川座長 それでは、基本的な考え方、戦略としては、そういう格好で進めようと思います。

そうすると、実際の「具体的な進め方」という項目になります。ここは、項目が大きく 2 つになっています。

「情報の入手」。評価に必要な調査項目に関し、調査対象国に対してアンケート調査、あるいはヒアリング等で情報を入手する。アンケート等により評価対象国から提出された情報については、提出国へ照会する、あるいはそれ以外の情報との照合等をして、その信頼性を検証するように努める。情報の処理に関しての入手方法とその検証という項目になるかと思います。

そういうデータに基づいて審議をし、その評価結果のとりまとめということで、調査会においては、科学的知見に基づく調査・審議を行う。その際、必要に応じ、外部の専門家の意見を聴取することなども行うべきである。評価結果案をとりまとめるにあたっては、従来実施している意見・情報の募集手続に加え、評価対象国に対して結果案のコメントを求めることも考慮すべきだ。こうした手続によって、誤ったデータ解釈が避けられ、評価結果の信頼性を高めることが期待される。

こういうことで、実際のプロセスとして、情報の入手、入手情報の検証、審議結果のアウトプットに行くまでの行うべきプロセスについて、外部意見を入れるということ。対象国に最終結果を出す前にコメントを求めるといった事項が書かれておりますけれども、何か落ちているのではないか、これが落ちていると後で大変になるよということがありましたら、お願いいたします。

やり方としては、いいですか。甲斐先生、どうぞ。

甲斐専門委員 調査結果を評価対象国に結果案のコメントを求めた場合に、けしからぬと言われる可能性もあるような気がするんです。そのときの対応はどうするんですか。

吉川座長 向こうの言うことが科学的に正しければ、こちらのそれまでの分析で訂正するべきところは訂正しなければならないし、そうでないコメントであれば、それはこういう理由で私たちは採用しませんと言う。多分、EFSAが GBR をやるときもそういうことは何度もあって、実際のすり合わせをしながらシナリオをつくっていくという格好で、彼ら自身の科学的評価の信頼性を国際的に高めてきたので、難しい部分はあるかもしけないけれ

ども、基本スタンスとしては、あくまで科学的に見て、どちらかの言い分が正しいかということで、取捨選択をするしかないかと思うんです。

甲斐専門委員 私も基本的には、主体性を貫く姿勢が重要だと思います。

吉川座長 そういうことをここに書いておくかどうかということですけれども、基本的にはそれでいいのではないかと思うんです。

甲斐専門委員 はい。

吉川座長 書いておかなくてもいいですね。理解して、了解しておいていただければと 思います。

ほかにございますか。いいですか。

それでは、特になければ「 評価に必要な調査項目」です。

リスク評価を行う場合には、GBRで検討された項目や、米国・カナダの評価で検討した項目を基本に、OIEコードの調査項目にも留意しつつ、別添の調査項目。これは、付属文書3の「大項目」「中項目」「小項目」という格好に分かれております。「生体牛」「侵入リスク」「暴露・増幅リスク」それぞれ上流から読んだものに対して、実際の「サーベイランスデータによる検証」という部分と「牛肉及び牛の内臓」の汚染ということで「と畜対象」「と畜処理の各プロセス」のほかに「関係者を対象とした周知プログラム」、検査に関しての「認定機関での検査実施」という項目に分かれておりますけれども、この項目について検討することが妥当であると考えるということです。これに関しては、どうでしょうか。いいですか。

どうぞ。

毛利専門委員 「小項目」の「牛に給与された可能性がある、反すう動物に由来する輸入製品」という項目と、その下の「牛の体内(in vivo)利用に供される反すう動物由来の輸入製品」と分けて書いてありますけれども、これは具体的にどういうものを想定されているんでしょうか。付属文書 3 です。

吉川座長 付属文書3の「小項目」の5番目ですね。「牛に給与された可能性がある、 反すう動物に由来する輸入製品」と「牛の体内(in vivo)利用に供される反すう動物由来 の輸入製品」。

私もそう思うんです。かなり細かい項目で油かすから始めて、にかわかすだ何だという、要するに上記でいう肉骨粉とか生体牛の大項目でない残りのリスク、骨粉とかそういうのを GBR をやるときにまとめて入力していた記憶はあるんです。

毛利専門委員 2つに分けないで書く方が良いということですか?

梅田課長補佐 この項目については、OIEの項目でございまして、今、御説明がございましたような上記項目なりに分離されないものが5番目の項目に入るかと思います。

その下の in vivo 利用に供されるということで、具体的に言えば、付属文書 2 - 5 にもございますけれども、例えば受精卵の輸入であるとか、精液といったものがこれに該当するかと思われます。

吉川座長 多分、OIE が一番最初に EFSA の GBR を基に項目を立てたときに、かなり細かく立てたんだけれども、実質上の評価としては、受精卵に関しては国際機関で承認された健康牛由来のものであれば、もうリスクはないという格好で切ってしまったので、項目評価として大きく使われることはなかったと思うんです。

vivoのは、受精卵、ワクチンのような生物製剤系列のものとか、最初は細かく分けていたと思うんですけれども、基本的には生体牛、肉骨粉、油脂も実質上は OIE、EFSA は重点的にはしていなかったと私は記憶しているんです。それから、輸入飼料ですね。この 3 点が割合、評価のときの重点項目になっていたと記憶しています。

実際、こういう項目に関してのそれぞれの国のデータが出てくるかどうか、結構難しいかもしれない。けれども、もし、SSCなり EFSA で調べていたデータがあれば、それを参考にすることは可能かもしれない。

梅田課長補佐 今、座長から御紹介がございましたように、ほかの国でどうかということについて、GBRの中での評価ということで言えば、付属文書 2 - 3 にございますように、こういった OIE に関する項目については、GBR の項目に補足といいますか、追加で書かれている項目でございますけれども、該当するような記述は特に GBR レポートの中には該当しないのではないかと思われます。

永田専門委員 その点ですけれども、GBRの査定のためには、基本的には血液、精液、受精卵、血液資料は考慮しないという方法論があるようです。

毛利専門委員 だから、これを書くということは、逆に考慮するという考え方ですか。 吉川座長 実際に、やるかやらないか、できるかできないかという2つの問題を抱えて、 付属文書3に基づいて各項目を、既にあるデータともしなければ本当に埋めるつもりでやっていくかどうかということなんです。1つは、定義をはっきりさせないといけないですね。今、言ったように、もしやらないにしても、この「牛に給与された可能性がある、反すう動物に由来する輸入製品」というのは、何と何を指すのか。「牛の体内(in vivo)利用に供される反すう動物由来の輸入製品」とはどういうもので、例えば輸入税関コードで言うなら国際コードの何に該当するものなのかという格好に、もし調べるとするとそう

いうことになってくると思うんです。それが全体のリスク評価にどのぐらいの影響を及ぼすかということで、恐らく EFSA は項目としては立てたけれども、実質上はほとんど利用しない格好になったのかと思うんです。

どうしましょうか。この文章だと、付属文書3について検討することが妥当であると考える。自ら行う評価ですから、そう書けば、この付属文書3に基づいてデータを埋めてい く格好になります。

山本専門委員 付属文書 2 - 5 が日本のリスク評価の項目ごとの情報なんですが、そのときは、牛に給与された可能性がある反すう動物に由来する輸入製品は、評価の対象にしなかったんです。

毛利専門委員 これを決めていないとアンケートを出すときに困るし、答える側は多分 漠然としていたら答えないと思います。

梅田課長補佐 例えばこの扱いとしては、こういった項目について検討を行うということですので、そういう意味では、今おっしゃられたように、アンケートの項目として OIE の項目で挙がっている以上、調べておく。日本でも検討しないというのか、検討する必要がないというのか、あるいはそもそもそういったものがないから検討しなかったということもありますので、調査項目としては、アンケートなりの 1 つの項目として加えておいて、その結果をもって、評価をするしないというのはその時点で考えることはあるかと思います。

というのも、どういったものが本当にあるのかないのかということが、調べてみないと わからないという状況もあるかと思いますし、そのものを見た上で判断するのは、考え方 の1つとしてはあるのかなとは思っております。

吉川座長 そうすると、国内のときにやらなかったので、牛の体内利用の供される反すう動物由来の輸入製品というのは、付属文書 2 - 5 を見るとかなり明確なんです。牛に給与された可能性がある反すう動物に由来する輸入製品というのは、もしアンケート調査をするにしても、具体的にはどんなものを対象にしたらいいのかということになるかと思うんです。

しかし、これは OIE が最初に決めたときに、具体的な項目は当然書いてあるわけですね。 書いていないんですか。

毛利専門委員 OIE がどうこうというよりも、この委員会は科学的に評価する委員会ですから、この委員会でその項目について決めるというのも1つのやり方かもしれません。必要のある項目はあるのかどうかをチェックして、必要がないのであれば省けばいい。

吉川座長 そういう意味では、国内では、この前も議論しましたけれども、結構副産物ですね。専門家でないとわからない、この間の骨粉だとか蒸製骨粉だとか、そのときに余ったにかわかすだとか何とかというのは、肥料に行ってしまえばほとんど影響はないですけれども、飼料に回るものがあるとすれば、そういったものになる。

わかりますか。どうぞ。

國枝評価課長 この表現ぶりですと、別添の調査項目について検討するという形で書いてありますので、調査項目にするという形では書いてございません。ここは、まず基本的に付託事項についてどうするかという、ある意味で言うとそこの部分が主要ですので、実際には、これで食品安全委員会の方で自ら評価にするということでプリオン専門調査会にお願いするということであれば、その中でこの調査項目については、フィージビリティとか、例えば OIE でどうしてこれを設けたのかといった部分をもう少しきっちり議論をした方がいいのかなと思います。

吉川座長 それも1つの考えですね。

どうぞ。

梅田課長補佐 OIEの今のこれに該当するものとしての話です。

1つの表に GBR と OIE の項目を並べたことでちょっとわかりにくくなっているところはあるんですけれども、ここに書いたものとして、OIE の項目で言えば、食用に供される反すう動物由来のものであって、いわゆる SRM が含まれるようなもので、かつそれが牛に給餌されたものがあるとすれば、そういった輸入製品についての輸入実績を書くことになっているようでございます。

したがって、そういったものがないということが多くの国で確認されているものだとは 思っております。そういうものであります。

それから、今、説明がございましたように、いずれにせよ付属文書3に挙げている項目は、そういう意味では、情報としても項目を羅列したものでありますので、実際にアンケート調査を行うにあたっては、具体的にどういう情報をくれということについては、もう少し個別具体的に書かなければいけないと思いますので、そういった時点で更に精査をすることになろうかと思います。

吉川座長 毛利さん、いいですか。そういう意味で、項目を今ここで削除するとか、この項目の内容について審議することは避けて、とりあえず評価項目として残しておく。実際に親委員会から返ってきて、分析するにあたって項目の審議をするときに、もう少し具体的に何を EU あるいは OIE がリスクとして考え、どういう項目を調査項目として考えたか

を含めて、同時に、考えてみると、国内流通に関して過去、農水省の諮問を受けて幾つか 審議した牛由来のもので、飼料に戻る可能性のあるものないものを審議してきたわけで、 その辺の議事録あるいは経緯も含めて、項目として具体的に検討するということでいいで すか。

わかりました。では、今の「 評価に必要な調査項目」に関して、付属文書 2 - 5 、 3 の内容については、実際に親委員会から返ってきた後、審議をする格好で、受けるのであれば、アンケート調査する以前に議論を尽くすということで取扱いたいと思います。

そうすると、最後の「その他考慮すべき事項」の5項目でございます。

リスク評価を行う場合、情報収集への協力やリスク管理機関からの意見聴取等、リスク 管理機関と連携を図ることが必要であると考える。

SPS協定において、加盟国による自国の衛生植物検疫措置は国際基準に基づくこととされている。ただし、科学的に正当な理由がある場合には、国際基準を超える措置が導入できるとされている。

リスク評価を行う場合の優先順位については、評価を行う必要性が高いと判断されるもので、かつ必要な情報がそろい、リスク評価を実施する環境が整ったものから優先的に行う。

リスク評価を行う場合、管理機関との間でのリスクコミュニケーションを含め、関係者 とのリスクコミュニケーションに積極的に努めることが重要である。

なお、以上の見解は、リスク評価を実施するか否かの最終的な決定にあたっての準備段階の議論として、リスク評価を行った場合を想定してとりまとめたものであるという、このたたき台全体に関しての説明があります。考慮すべき事項はほかにあるか、あるいはこれは考慮しなくてもいいのではないかということがあるかどうかです。

どうぞ。

毛利専門委員 一番最初の項目のリスク管理機関との連携。これは何を意図しておられるのか。むしろ考慮する必要がないというか、考慮しない方向で、意見聴取等々で十分コミュニケーションできているわけですから、連携というのはどうなのかと思います。

小野寺専門委員 リスク管理機関との連携というのは、もっと具体的に括弧して入れたらいいかと思います。例えば検疫統計、貿易統計、輸入統計とか、もし具体的に項目をもっと挙げるとしたら、入れたらいいと思います。

吉川座長 あえてここにリスク機関との連携を図るということを書くか、実際に情報収集、その他には、リスク管理機関からいろいろな情報をもらわなければならないから、上

の行だけで十分なのではないかという考えは、これまでにも管理機関と評価機関の在り方 についての議論は何度もこの場でやってきたとは思います。

連携という言葉が適切かどうかですね。情報収集、やりとりをすることは絶対に必要になってくるとは思います。あるいは向こうの集めた情報を開示してもらわないと分析できないということは多々あるとは思います。難しいですね。

どうぞ。

山本専門委員 連携というと、リスク管理機関の言いなりになるような感触で受け取られるのかもしませんけれども、実はリスク評価の結果、ここはリスクが高いという結果が出そうな場合に、リスク管理機関としてどう考えるのかというのは、事前に意見交換をして、それで管理措置に対することも評価結果についてどう扱うのかということについて、管理機関は考えて言っておかないと、実際評価が高いですということがぽんと出てきたときに、非常にいろんな問題が起こる可能性があると考えます。

甲斐専門委員 まさに趣旨はそうだと思います。ですから、連携という言葉を情報交換とかに変えればと思います。

吉川座長 私も情報交換という言葉をここに書いていたんですけれども、上の意見を受ける等リスク評価を行う場合、情報収集への協力、あるいはリスク管理機関からの意見聴取等、管理機関と情報交換を図ることが必要であると考えるというぐらいの方が妥当かもしれませんね。

毛利専門委員 それは下の方の4つ目の項目にちゃんと書いてあって、これさえもむし る行う場合ではなくて、行った場合というふうにした方がいいぐらいに思います。

要するに、今、山本専門委員のおっしゃったことだと、リスク管理機関の意見にこの委員会が動かされる可能性があるので、この委員会の姿勢としては、それはよろしくないのではないかと思います。

吉川座長 先にあとの 4 項目目、先ほどの山本専門委員の意見からすれば、リスク評価を行う場合ではなくて、リスク評価を行った場合、直下機関との間でのリスクコミュニケーションを含め、関係者とのリスクコミュニケーションに積極的に努めることが重要であると考えるとするか。

甲斐専門委員 ここは事後的な問題でしょう。

吉川座長 だったら「た」でいいですか。

甲斐専門委員 前の方は事前的な問題で、こちらは事後的な問題ですからね。

吉川座長 それの方が文章としてはわかりやすいと思います。

山本専門委員 私もそれでいいと思います。それと、毛利専門委員のおっしゃるように、リスク管理機関の意見に従ってリスク評価が曲るというのは、おかしな話ですので、それは最初に科学的にリスク評価を行うということが大事だということは認識しておく必要はあると思いますので、それはもうおっしゃるとおりでありますから、リスク評価を行ったということでリスクコミュニケーションをすると。

その前には、やはりリスク管理機関から情報収集への協力や意見聴取等、リスク管理機関との情報交換、意見交換等が必要であるということで、事前の部分はそういう書きぶりに変えた方がよろしいかと思います。

吉川座長 どうですか。

毛利専門委員 食品安全委員会は基本的に独立した委員会であるというスタンスをきちんと表すような書きぶりにしないと、この評価そのものが信頼されなくなるようなことも起きるので、そこの辺はきちんと明確にしておくべきだと思います。

吉川座長 そういう意見を踏まえて、どうぞ。

境情報・緊急時対応課長 4・のリスクコミュニケーションですけれども、食品安全基本法の21条に基づく基本的事項というのがございますが、今回自ら評価を行う場合には、評価を行うという決定をする前に関係者の意見を聴取しなければいけないという規定がございます。更に当然リスク評価を行った場合には、その評価結果を決定する前にリスコミをやらないといけないというふうになっておりますので、そういう意味では4・目は評価を行う前も、終わるときも両方含んだ表現にしなければいけないと思います。

正確には、努めるものとすると書かれております。

毛利専門委員 それは規則でそういうふうになっているのであれば、あえてこんなところに書く必要ないですね。それは規則どおりやらなければいけないわけですからね。

梅田課長補佐 これまでの議論の中でも、リスコミは必要だという御議論はあったかと 思いますので、そのことを反映してここに書かれているんだというふうに理解しておりま す。

それと、今、毛利先生からご指摘があった点というのは非常に重要なことで、もともと そういう意味では法律にこの安全委員会の独立性、中立・公正性というものは、基本的に うたわれているわけでございますので、これをあえてここに書くかどうかというのは、逆 に言うと書く必要もないのではないかという話にもなるかと思います。

ここで書かれていた連携ということについても、これまでの議論の中で管理機関がどう 考えるのかということについては、意見聴取しなければいけないということで、ここに書 いてあるような意見聴取等ということで、具体的にそのことを例示しながら、それを連携という形では書いてあるんですけれども、ご指摘があったような誤解を生じるということであれば、そこは適切に直す必要があろうかと思います。

一般的に山本先生からご指摘があったように、リスク評価の考え方、リスク分析の考え方の一般的な手法、コーデックスその他での考え方としては、リスク評価を行う場合には、リスク評価を行うすべての工程において関係者と十分連携を図るということが、一般的な考え方としてうたわれております。

一方で独立しなければいけないということについての解釈としては、評価機関と管理機関とは機能的に独立して、それぞれの役割を果たさなければいけないということがうたわれておりまして、その中で食品安全委員会がどういう立ち振る舞いをするかということになろうかと思います。

そういったことを考慮して、どういうふうな書きぶりが一番適切かということになろうかと思います。

吉川座長 法律に書いてあるというのはそうだと思うんですけれども、リスク評価を始める前に意見を求めるスタンスと、リスク分析あるいはリスク評価を進めていって、ある程度結論が出る段階で行うリスクコミュニケーションとは意味合いが違うと思うんです。それはどちらも大事だということはわかるんですけれども、ここで考慮すべき事項ということで書いたニュアンスとすれば、やはリリスク評価を行った場合の方が、もし上を残すなら行うにあたって行った場合という格好になるし、そうではなくて全部を含めるなら、私も1番の項目は何も要らない、4番があればいい、もし行う場合という全体を含めるなら、初めから最後まで含めて考えるなら、それはステークホルダー、あるいはリスク管理機関とのリスクコミュニケーションが必要ですという一般論を言うんだとすれば、あえて1番を書いておく必要性はないと思っています。

ですから、もし1番に実際進めるにあたって、どうしてもリスク機関と意見交換をして いかないと進まないということを、あえて項目として残すなら、4番目は実際にアウトプットに近い状態で出てきたときにどうするというふうに書いておいた方がわかりやすいと 思います。

甲斐専門委員 私もそう思いますので、第1項目は事前的に情報を交換し、4番目は事 後的にやるということですね。

梅田課長補佐 そうしますと、一案としてですけれども、一部、まず初めの項目については、リスク評価を行う場合という言葉を残すとして、行う場合、リスク管理機関による

情報収集への協力やリスク管理機関からの意見聴取等が必要であると考える。連携を図るというのを取る。

4番目の項目については、リスク評価を行った場合ということで、リスクコミュニケー ションに努める。

失礼しました。そうしますと、一般的なリスクコミュニケーション、情報収集も含めてリスクコミュニケーションということでとらえまして、一番上の項目を取って4番目の項目についてはリスク評価を行う場合ということで、そのまま残すということではどうかと思います。

吉川座長 それも1つの考えだとは思いますけれども、それならわざわざ考慮するところに書かなくたって、当たり前のことではないかということで、多分ここの趣旨は、きっと食品安全委員会の事務局だけではアンケート調査、その他では、情報収集が難しいだろうと、恐らく実際にはリスク管理機関同士の情報収集にもかなり頼らなければいけなくなるだろうということを想定した項目だったのではないかと私は思うんです。だとすれば、むしろ評価を行う場合、元に戻して悪いですけれども、先ほど言われたようにリスク管理機関からの情報収集への協力とか、意見聴取が必要であるという、食品安全委員会だけで完結できないかもしれないということに関して、リスク管理側に協力を依頼するという、おぼえ書きではないですけれども、こちらの考えを出しておいて、先ほど甲斐先生が言われたように、事前事業という格好で、結果がある程度まとまった段階で管理側に対しても、あるいは消費者に対しても、リスクコミュニケーションを進めていく。

さっきの項目には、相手国に対してもコメントを求めるというような項目がありました から、アウトプットに関してはそういう配慮をする。進めていくことに対しては、そうい う意味で食品安全委員会の事務局以外にも、管理側にも、協力を依頼するという趣旨を書 いておいた方が明確ではないかという気がします。

上を消して 4 項目だけにすると、あまりに一般的で、そうだよねという気がしてしまいます。

どうぞ。

永田専門委員 今、評価と管理のことを慎重に文言にしてらっしゃるので気になったんですけれども、2番の SPS に関しては、むしろどういった意図があると考えた方がいいのでしょうか。

管理に近いようなことを、ここであえて言っているような気がするので、むしろ除いた 方がいいと思います。 吉川座長 多分、今の1項目と4項目は、どちらかというと国内の管理機関の評価とのやりとりに関してなんですけれども、実際には評価対象が海外の国々なので、そのときに適用されるルールについても配慮しなければならないけれども、かといってその国際基準が自動的に決まるわけではなくて、科学的正当性があれば二国間協定で、その条件を変更することもできるというスタンスなんだということを書いておいてあるようです。

永田専門委員 でも、それは評価機関が措置を決定することは全くしないんですね。

吉川座長 ただ、実際には評価機関のデータ分析に基づいて管理機関がやり合う格好になると思います。

だから、逆に言えば評価機関の責任というのがそこで生じてくるということです。

永田専門委員 ですから、ここに書く意味が、今これだけ評価と管理のことについて非常に明確にしようとしているときに、こういうものが。

甲斐専門委員 むしろ逆ではないですか。これがないと SPS 協定に縛られてしまうので。 永田専門委員 評価もですか。ここのリスク評価を行うことに、この SPS 協定のこう いった一言を担保にしないとできないということは、ないような気がするんです。この評 価に基づいて何らかの措置を取るときに、こういった協定との関係が出てくると理解して いるんです。

境情報・緊急時対応課長 SPS 協定においては、リスク管理措置もリスク評価について も両方規定がございます。SPS 協定の第3条には、措置の調和というリスク管理措置につ いて国際基準・指針に基づいて取るというのがあります。

第5条では、危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定というところで、加盟国は関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、自国の衛生植物検疫措置を取るとなっておりますので、SPS協定は管理措置もリスク評価も両方とも規定されているということを御理解いただきたいと思います。

永田専門委員 今のお話ですと、この措置を導入が評価と取るという意味ですか。措置 というのは管理の範囲に及ぶものかと取れるものですから。

小野寺専門委員 たしか OIE コードにも、侵入のリスクとか暴露のリスクとか、そういう項目が書いってあったから、そういうものは一応我々の評価のたたき台にはなっているわけです。ですから、そういうことを主張していいわけですけれども、それだけでは不十分だということがいろいろあるもので、例えば我々は日米で交渉したり、そのときはまた上乗せ規定という評価の項目をつくっているわけです。そういうものだと思います。

永田専門委員 情報として評価に使うのは、もう当然だと思いますが、わざわざその他

考慮すべき事項として、科学的に正当な理由の場合は、国際基準を超える措置を導入できるということを言うのは管理機関ではないかと思ったからです。

毛利専門委員 今おっしゃられたとおりで、措置の導入という言葉は、そういうふうにとらざるを得ないので、これは私も甲斐先生おっしゃったように、いい方に解釈して、別に縛らずに評価できるんだというふうに解釈していたんですけれども、言われてみればこの文言自体、措置を導入するということは管理側の方の問題の観点ではないかと思います。

吉川座長 これは管理側の方の措置の導入で、まさしくそのとおりなんだけれども、何で管理側のやることに対して自ら評価をするのかということの根底において、現在取られている管理措置が科学的に適正かどうかということに関わってくるわけです。だから、その評価として、私も甲斐先生と同じ解釈をしたんですけれども、基本的には国際基準とそのルールに従うというのが一般的ではあるけれども、例外事例としてそこに科学的正当性があれば、その基準を破棄する管理措置を導入することができる。その1項目があるから、今、自ら評価で見直してみようということなんです。そのスタンスがないと、自ら評価しても、それは単なる自己満足で終わってしまうので、やはりこの項目は私にとってはかなり大事ではないかと思います。

そういうふうに、私も甲斐先生と同じような解釈をしました。

毛利専門委員 私も同じ解釈をしていたんですけれども、厳密に言葉尻をとらえられると。

甲斐専門委員 それではあれですか。国際基準を超える措置ではなくて、超える評価を することができるとか。

毛利専門委員 そうすると明確ですね。

吉川座長 もしそういうふうにするなら、科学的に正当な評価結果がある場合には、国際基準を超える措置を導入できるという管理側への自ら評価の意味合いなんだろうと思います。国際基準を超える評価ができるというのは、文章としては変だと思います。

もし入れるとすれば、この理由が今やっている評価、あるいはこれからやろうとしている評価になってくるのではないかと思います。

永田専門委員 できるので云々とか何か言葉が、ここがするんではない感じがします。 山本専門委員 永田専門委員のおっしゃることは、この SPS の協定に基づいて、管理措置を導入することを考慮しながら評価しなければいけないのかということを、その他考慮すべき事項の中に入っているので、そういうことを気にされているのかと思います。

そうすると、この中から外して、目標とかその辺に最初に入れることも可能かと思いま

す。

吉川座長 目標に入れると言っても。

山本専門委員 考え方ですか。

吉川座長 目標に入れるのも、何となくなじまないんではないですか。

毛利専門委員 やはり考慮に入れるという表現ですか。

吉川座長 私も考慮すべき事項なんだと思います。私はむしろどういうスタンスで、なぜ自ら評価をするんだという基本がここにあるように自分では解釈してきた、考えてきたんです。

だから、その他考慮すべき事項の方が適切だろうと思うんですけれども、ここへ書くことによってもし誤解を招くとすると、どういう誤解を招くのか、ここに書いてあるのは事実が書いてあるだけなんです。国際基準はこういうものであって、しかし、二国間でやる場合には科学的正当性があれば国際基準を超える措置は導入可能である。国際ルールなんですけれども、それを考慮すべき事項の中に書いてあるということなんですけれども、これを書くことの不合理さというのは、どういう不合理が出てくることになりますか。言われたとおり、措置を導入できることとされているというのは、これは確実に管理側です。評価者ではないです。

それから、評価はあくまで科学的に正当な理由がある場合というところにかかってくる んだと思います。

小泉委員 私もここは必要ではないかと思います。というのは、国際基準を超える措置を導入する場合には、どうしても我が国独自の科学的な評価が必要であるということを言っているんだと思います。そういうふうに解釈していただくといいんではないでしょうか。科学的評価がなければ、この措置は取れないわけですから、そういう意味合いで書かれたんではないかと思います。

毛利専門委員 おっしゃるとおりだと思います。ですから、この文言の後側に、実はだから縛られずに科学的評価をきちんとしなさいという解釈だと思います。

甲斐専門委員 ですから、国際基準を超える措置が導入できることを考慮して評価するということですね。

吉川座長 そんなに専門委員の間で意見のずれがあるとは思わないので、大半残しておいた方がいいということで、そこの表現をどういうふうに評価主体として、国際的な事例、規範を、どういうふうに取り込むかというところは、ちょっと文言を直すことを考えたいと思います。

どうぞ。

國枝評価課長 戻りますけれども、4つ目の・で、リスク評価を行うにするか、行った場合にするかという部分についてです。ここの部分は確かにリスク管理機関の記載の部分については、前との関係があるので整理が必要だと思いますが、ここで必要なのは関係者とのリスクコミュニケーション、これは消費者とか事業者も含めてですけれども、これはリスク評価を行った場合だけではなくて、やはり評価を行う過程で行う、特に自ら評価の場合には、基本的事項にも書いてあるように、ある一定の段階からリスクコミュニケーションをした方がよいと思います。

それから最初の部分のところは、先ほど担当補佐から話がありましたように、確かに連携というのはおかしい。先ほど言いましたようにリスク評価を行う場合にはリスク管理機関による情報収集の協力という形で残しておいて、ただし連携というのは、リスク管理と評価という面では適切ではないので、削るというのでどうかと思います。

4つ目の・については、リスク評価を行ったにしますと、リスク管理機関とのリスクコミュニケーションだけでなく、関係者の方のリスクコミュニケーションも評価を行う過程から削除されてしまう形になります。ここはやはり自ら評価という考え方からすれば、リスク評価を行った後ということではなくて、基本的事項にも書いてあるように、自ら評価の場合には、その評価を行うというプロセスの中で、できるだけ関係者とのインタラクションを図るという姿勢が明確になるのがよいかと思います。

吉川座長 最初に言ったように、始める前にあたって、リスクコミュニケーションをやらないと言っているわけではなくて、これを進めていくのに、どういう事項に考慮する必要があるかという、ある種覚書のようなものですから、もしそういうふうに言うなら一番最初の自ら評価を進めるにあたって、リスクコミュニケーションをまずやるということを、第1項目に書いておいて、実際に評価を進めるにあたって、事務局だけで無理であればリスク管理機関との情報交換が必要であるということ。それから、評価のスタンスとしては、SPS協定に基づく科学的正当性のための自ら評価に当たるんだと。

では、評価結果が出たら、この場合は対外国も含めてリスクコミュニケーションに努めなければいけないというふうに、やるべきことを時系列的に覚書として書いた方が、明確だと思います。無理して1項目にまとめると、やはり最初に言いたかったことがかえってあいまいになってしまう気がするので、もしそう書くなら一番上に自ら評価でのリスク評価を進めるにあたっては、まず関係者とのリスクコミュニケーションを行うということを、配慮事項の第1点にしておけば、その方がわかりがいいということです。

もしできればそういう格好で、ちょっと項目が増えますけれども、時系列的にやるべき スタンスに基づいて配慮すべき項目という整理づけでここを直して、どうぞ。

堀内専門委員 恐らくリスクコミュニケーションの定義にずれがあるのではないかという印象を持っているんですけれども、恐らく事務局の言われるリスクコミュニケーションというのは、情報収集から上に書かれているような意見聴取まで含めた形のものをリスクコミュニケーションとしてとらえているんではないかと思っています。

ただ、専門委員の方はどちらかというと、今までやっているような、ある場を設定して 意見交換をすることをリスクコミュニケーションとしてとらえているような節があるので はないかと思うんですけれども、そこら辺から来る意思が十分に疎通されていないという 印象を受けるんですけれども、そのリスクコミュニケーションの定義というのを教えてい ただけないでしょうか。

日野事務局次長 日本で具体的な定義というものを決めていませんけれども、国際的な FAO とか WHO の定義でいけば、リスク分析上の全工程において全ての関係者との情報交換 と意見交換を含むということになっておりますので、リスク管理機関からの情報収集も広い意味で含まれるというのが、正しいリスクコミュニケーションの解釈だと思います。

単なる消費者や事業者との意見交換のみではないということになると思います。

小野寺専門委員 私がコロラド大学に行っていたときに、リスクコミュニケーション教室というものがあったんですけれども、そこでもどういう情報を集めた方がいいかということを最初にあたって、その集まった情報をどう重みづけた方がいいかということがその次にあって、最終的に発信する場合、どういう発信の仕方でした方がいいか。まず、情報収集が一番重要だと思います。

堀内専門委員 私はリスクコミュニケーションというのは、情報収集から意見聴取まで含むとずっと考えてはいたんですけれども、そういう前提に立つと文言としてはリスク評価を進めるにあたりという、座長がさっきから口頭で何回もおっしゃっているような文言にすれば、すべての工程を含むのではないかと。行った、行うという、事前・事後という話ではなくて、進めるにあたりという文言にしてしまえば、その工程すべてが含まれるのではないかと思います。

皆さん意図していることは、考えはみんな同じだと思うんです。書き方の違いで、確かに事前・事後と時系列で書いた方が非常にわかりやすいとは思うんです。書き方の違いであって、ただ、皆さんの意図しているところは同じことを考えていると思います。

私は、進めるにあたりという、座長が何度も言われているような表現は非常に適切かな

と思います。

吉川座長 いろいろな意見が出てきましたけれども、少し時間も延長してしまっているので、今、議論されてきて何ヵ所が直さなければならないところもありますから、もう一回座長、山本専門委員、甲斐専門委員と、今日の意見を含めて「たたき台2」ぐらいのものをつくって、各委員に回して、今日の議論を反映されているかどうか、もう一回意見を聞くという格好で、多分そんなに意見が割れていることはないと思うんです。言葉の定義と、どういう格好で項目を書いていくかというぐらいの表現の仕方だと思います。

どうぞ。

日野事務局次長 確認させていただきたいんですけれども、今のところの2つ目の・ポッの SPS 協定のところなんですけれども、最終的に海外にも英訳して出されますので、SPS 協定の定義の条文をそのまま使いまして、最後に導入できるとされていることを念頭に置き評価を行うとか、そういう表現にした方が海外の誤解を招かないと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

吉川座長 いいと思います。

どうぞ。

甲斐専門委員 3番目の項目ですけれども、リスク評価を行う必要性が高いんだけれども、なかなか情報がない国があるんではないかと思います。そういうものはどうするのかということが問題ではないかと思います。

山田専門委員 私もこの優先順位というところが問題かと思っていたんですけれども、優先順位の条件としてリスク評価を行う必要性が高いと評価されるものということと、必要な情報がそろい、リスク評価を実施する環境が整ったものが並列しているとすると、これは矛盾すると思います。

恐らく情報がそろわないような国の必要が高い。だから、これを並列して優先するというのは、なかなか難しいので、必要性が高いものに関してより優先的に情報をそろえるとか、そういうふうにしないと両立しないのではないかと思いました。

甲斐専門委員 私もそう思います。集中的に情報収集を図るということですね。

吉川座長 そうですね。そうしましょうか。特に異存ないと思います。確かに現実的に考えると、できるところからやろうというのは書かないで書いてしまいましたけれども、むしろ必要性の高いところを、考慮すべき事項ですから、必要性の高いところから情報収集に努めるというか。その結果として、そこの情報が集まったら、そこを分析する格好になりますから、第一義的には必要性の高いところから分析していくという格好になるのを、

基本的な配慮にしようと。実際には、情報があって、ここはこれで評価が終わるという場合もなきにしもあらずですけれども、基本スタンスとしては両立しない場合を考えれば、やはリリスク評価を行う必要性の高いと判断されるものを優先して、その情報の収集に努めるという文言にしておいた方が適切かと思います。

悩んでいるようですけれども、いいですか。

山本専門委員 ここの書きぶりは、非常に悩んでいるところですけれども、実際にリスク評価をする必要が高いかどうかを判断するにも情報が必要なんですね。

ですから、優先順位という書き方をするのでちょっとおかしなことかと思うんですけれども、リスク評価にあたっては情報がそろったものから進めていく方が妥当であるとか。 そのような感じかと思います。リスク評価を行う必要が高い、低いにかかわらず、情報はないものを優先的にそこにアプローチして集めていくような書きぶりに変えた方が、優先的にどちらかをやるということではなくて、そういう形でできるのかと思っていますので、ちょっとそこを書き換えさせていただきたいと思います。

吉川座長 やはり優先順位という順位づけになると、結構難しいかもしれない。先ほど

山本専門委員が言われたのは、優先順位というよりも基本スタンスとしての考慮事項で、 リスク評価の必要性の高いものの方に情報収集の精力を費してくれということであって、 どれから順番にやっていくかというのは、テクノロジーの問題で、さっき優先順位とここ に書かれている2つの項目がバッティングしたときにどうするかということは、ここには 書かれてないんです。運よくリスクが高くて情報がそろえば、そこから始まっていくだろ うということになっているんだけれども、そうではなくてもしそれはないというためにリ スクが高いものをどんどん先送りにすることは避けてもらいたいというのが趣旨ですね。 ですから、優先順位ということとまた違うのかもしれないけれども、あえてここに優先順 位という項目を、前からのポイントの議題のところに優先順位という項目があったものだ から、あえて優先順位ということを1項目として書いたけれども、分析のできるところか らやるということと、リスクの高い国についての情報収集を優先するということは、同時 並行であっても進行することはあり得ることではないかと思います。優先順位にこの2つ を書いてしまうと、そういうバッティングが起こるけれども、それとも優先順位というの は、あくまで考慮すべき事項として残しておかないといけないですか。それだと、むしろ やり方についてという辺りで、ぎちぎちと議論しなければならない。でも実際には避けな ければならないこととして、さっき山田専門委員の言われたようなこともあって、不明だ からどんどんと先送りにリスクが高くてもするということは避けたいという考えと、実際

に分析するにはデータの集まったところの方が分析しやすいという格好で進んでいくという、実際に行われることと、守らなければならないこと。それを1つの優先順位ということで書いてしまうと、こういう文章になってしまうので、そこはもう少し考えます。もう一回両委員と相談して、座長案という格好でたたき台を各委員に回して意見を聞いて、それで各意見に対して最終案の同意が取れれば親委員会の方に返すということでいいですか。

各項目について、かなり議論してもらったんですけれども、一応そういう格好で案を出して、同意されれば親委員会の方に今までの審議結果、それから、特に今日のたたき台に基づく審議の結果を含めて、委員の方の同意が取れれば親委員会の方に答えを返したいと思います。 それでいいですか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 済みません。長時間、各項目について議論していただいたので、また山本専門委員、今日は欠席ですけれども、門平専門委員、どうもありがとうございました。

それでは、ほかに事務局の方から何か連絡事項はございますか。

梅田課長補佐 若干時間をちょうだいして御報告させていただきます。

参考資料 2 及び 3 にございますように、EFSA(欧州食品安全機関)が GBR 改正案を昨年 11 月 21 日に提示しておりまして、パブリック・コメントを昨年 11 月 21 日から本年の 1 月 12 日まで募集しておりました。プリオン専門調査会におきまして、これまで議論の中で、この GBR の評価についても御参考に御議論していただいたところでございまして、この改正案につきまして、各先生方からもコメントをいただいてございますので、それについて事務局の方でとりまとめをさせていただいて、EFSA の方に提出させていただいております。

具体的な手続としては、事前に先生方に御意見を賜りまして、1月11日の食品安全委員会第173回会合においてとりまとめた意見について御報告させていただいております。

その上で、翌日の1月12日にEFSAの方に提出しておりますので、御報告をさせていただきます。

また、もう一件御報告事項としてですけれども、前々回、第 40 回のプリオン専門調査会におきまして御審議いただきました、にかわかすを肥料として利用することにつきまして、現在座長の方でとりまとめ案、報告書案を作成していただいておりまして、先生方から御意見を賜っておりますけれども、引き続き更にコメント等がございましたら、事務局の方までお寄せいただけますようお願いしたいと思います。

以上です。

吉川座長 1つは、EFSAのGBRの改正に関しての専門家のコメントを求めるということ

で、各委員の先生にいるいろ協力いただきまして、こういう格好でまとめて EFSA の方に送ると。この間のファン・ダイクさんの意見では、7月からは EFSA 独自の、今までのような GBR 評価はもうやめるということを述べておりましたけれども、OIE の方のカテゴライゼーションの方にハーモナイズする考えなんだということを言っておりましたけれども、一応意見を求めると国際的にコメントを募集されたので、一応専門委員会として答えておきました。

それから、にかわかすに関しては、各委員からいろいろ貴重な意見をいただいているところですけれども、もう少し細かい部分についての意見をいただいた上で、親委員会の方に審議結果を返そうと考えております。

ほかにございますか。

梅田課長補佐 特にございません。

吉川座長 済みません。大分時間を超過してしまいましたけれども、本日の議題は以上です。

長時間にわたる審議、どうもお疲れ様でございました。